

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 13 日 提 案 分)

国際文化観光局

目 次

ページ

1 神奈川県観光振興条例 新旧対照表..... 1

1 神奈川県観光振興条例（平成21年神奈川県条例第73号）新旧対照表

改正	現行
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全に安心してかつ容易に観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。</p> <p>(魅力ある観光地の形成)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、県内における観光旅行の安全及び安心の確保を図るため、観光地における事故の発生の防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全_____かつ容易に観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。</p> <p>(魅力ある観光地の形成)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、県内における観光旅行の安全_____の確保を図るため、観光地における事故の発生の防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(神奈川県観光振興重点期間)</p> <p>第19条 県は、市町村及び観光事業者等との連携による観光の振興を図るため、少なくとも毎年度1回、<u>神奈川県観光振興重点期間</u>を設ける。</p> <p>2 <u>神奈川県観光振興重点期間は、通算して1月以上とするものとする。</u></p> <p>3 県は、<u>神奈川県観光振興重点期間</u>には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。</p> <p>第20条 (略)</p>